

仙台市指定地域密着型(介護予防)サービス及び介護保険施設に係る指定基準運用指針

(平成 25 年 3 月 29 日健康福祉局長決裁)

第 1. 趣旨

仙台市介護保険条例(平成 12 年仙台市条例第 4 号。以下「条例」という。)第 3 章第 2 節及び第 4 節から第 7 節に定める指定地域密着型サービス、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定地域密着型介護予防サービスに係る従業者の基準及び員数並びに設備及び運営に関する基準の運用については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号。以下「地域密着型解釈通知」という。)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運用に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企発第 43 号。以下「介護老人福祉施設解釈通知」という。)、介護老人保健施設の人員、設備及び運用に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企発第 44 号)及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運用に関する基準について」(平成 12 年 3 月 17 日老企発第 45 号)その他の国が示す関係規定に定めるもののほか、この指針の定めるところによる。

第 2. 指定介護老人福祉施設等に配置する生活相談員の資格

指定地域密着型通所介護及び単独型指定認知症対応型通所介護、併設型指定認知症対応型通所介護、共用型指定認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設並びに介護予防認知症対応型通所介護に配置する生活相談員については、地域密着型解釈通知第 3 の二の二の 1 の (2)、第 3 の三の 2 の (1)③ホ(第 3 の三の 2 の (2)②)及び第 4 の一において準用する場合を含む)、第 3 の七の 2 の (2) 及び介護老人福祉施設解釈通知第 2 の 1 の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものと定めているところであるが、同項に規定する「社会福祉法第 19 条第 1 項各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者」とは次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 7 条第 4 号に規定する指定施設において通算して 3 年以上相談援助、看護又は介護の業務に従事した経験のある者

第 3. 指定認知症対応型通所介護等に備える食堂及び機能訓練室の面積算定方法

指定地域密着型通所介護及び指定認知症対応型通所介護(共用型を除く。以下同じ。)、指定小規模多機能型居宅介護(通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定めるものに限る)、指定看護小規模多機能型居宅介護(通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定めるものに限る)、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型及び一部ユニット型のうちユニット型の部分を除く。以下同じ。)及び指定介護老人福祉施設(ユニット型及び一部ユニット型のうちユニット型の部分を除く。以下同じ。)並びに指定介護予防認知症対応型通所介護(共用型を除く。以下同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定めるものに限る)に備える食堂及び機能訓練室の面積については、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た

面積以上とすることとされているところであるが、当該食堂及び機能訓練室の面積の算定に当たっては、キッチンその他利用者の利用に直接供しない部分の面積を含まないものとする。

第4. 設備に関する基準の適用の前提条件

設備に関する基準の適用に当たっては、事業者又は施設の開設者が事業所の建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していることが前提であり、事業者又は施設の開設者が当該使用権原を有することを疎明しないときは、設備に関する基準を満たさないものとする。

第5. 記録保存期間の起算日

条例第2条の6第3項、第2条の8第2項、第2条の9第2項、第2条の10第2項及び第2条の13第2項において準用する条例第2条の3第2項に定める記録の保存期間については、次の各号に掲げる記録の区分に応じ当該各号に定める日の翌日をもって起算日とする。

- (1) サービス計画書 当該計画に係るサービス提供期間の末日
- (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録 その月のサービス提供に係る介護給付費の支払日
- (3) 利用者が指示に従わなかった場合の市町村への通知に関する記録 市町村に通知した日
- (4) 苦情の内容等の記録 当該苦情に対する処理を完了した日
- (5) 事故が発生した場合の事故状況及び事故に際して採った処置についての記録 当該処置が完了した日
- (6) 従業者の勤務状況に関する記録 その月のサービス提供に係る介護給付費の支払日
- (7) 介護給付費の請求に係る記録 当該請求に係る介護給付費の支払日

附 則

(施行日)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の際現に存する指定認知症対応型通所介護、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設並びに指定介護予防認知症対応型通所（この指針の施行の際現に存しており、その後、事業者の合併又は別法人による事業の承継等により新たに指定を受けた事業所であって、職員に変更がないなど、実質的に継続して運営していると認められるものを含む。）のうち、第3の規定により指定基準に適合しないものについては、第3の規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成26年5月19日 改正）

この指針は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日 改正）

この指針は、平成28年4月1日から施行する。